

○浅麓環境施設組合勤務地内旅費支給規則

昭和41年4月1日

規則第9号

改正 昭和57年10月1日規則第1号

(目的)

第1条 職員の旅費に関する条例第20条の規定による勤務地内旅費の支給については、この規則の定めるところによる。

(旅費の支給)

第2条 職員が上司の命により勤務地内の出張をした場合には、この規則の定めるところにより旅費を支給する。

2 旅費は車賃及び宿泊料とする。

(車賃)

第3条 公務の都合上(ただし、業務を除く。)運賃を必要とする交通機関を利用して出張した場合には、その乗車に要した運賃の実費額を支給する。

(宿泊料)

第4条 公務の都合で、出張先で宿泊する場合には一夜につき、条例に規定する定額の範囲以内を支給する。

(出張伺)

第5条 出張しようとする職員は、出張命令簿により組合長の決裁を受けなければならない。

第6条 前条の決裁、又は承認は予算の範囲内において、これを与えなければならない。

(その他)

第7条 議会議員の勤務地内出張の旅費支給は、この規則を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。